

3) 法動態部門(部門責任者)

会沢 恒(教授・英米法・比較法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

従来から検討している米国の〈不法行為改革〉の動向および平行する〈民事司法の縮小化〉という主題に関連して、現在彼の地で議論が高まっている〈仲裁の消費者化〉について、科研費を得て研究を進めている。本年度は、関連する合衆国最高裁の判例動向を整理の上、より大きな民事法および政治思潮のコンテキストに付置する論考を執筆した。また、外部の研究会に招聘されて知見を報告する機会を得た。

米国の憲法訴訟の手續に関する書籍に、連邦の裁判所・裁判官制度の制度枠組みと運用の実際を検討する論考を寄稿した。その分析によれば、政治的分極化に巻き込まれた連邦裁判官制度の将来は暗い。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

4名の分担執筆による、アメリカ法の各分野についての入門的教科書を上梓し、契約法および憲法関連の章を担当した。紙幅および教科書という性質上、十分な情報を盛り込んだ緻密な議論を展開することはできなかったが、逆に一般読者にとっての必須の事項を突き詰める機会ではあった。

田中英夫[編集代表]『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年)の改訂作業が行われており、編集委員として参加している。刊行30周年に当たる2021年刊行予定だが、スムーズに作業が進むことを祈っている。

その他(教育活動ほか)

教育活動として、全学教育科目として一般教育演習を、学部専門科目として、「比較法Ⅱ」の講義に加え、演習Ⅰ(交渉プレゼミ)、演習Ⅰ／Ⅱ(交渉ゼミ)、演習Ⅱ(外書講読)(修士課程の比較法学特殊演習と合併)を担当した。加えて、法科大学院および修士課程の「英米法」および「法と経済学」を担当した。一般教書演習を担当するのは実は北大に赴任後で初めての機会であり、加えて高大連携の一環として高校1年生(2名)が授業に参加するというので、課題の難易度や分量の設定でいささか戸惑うこととなったが、他方、附属図書館や高等教育推進機構のスタッフとアクティブ・ラーニング等の動向についての意見交換の機会を持つことができたのは参考になった。

同志社大学大学院法学研究科にて非常勤で「英米法演習2」を担当した。

(公財)末延財団の評議員および選考委員の任を継続して担当した。日米法学会の評議員および編集幹事の任を継続している。比較法学会の理事および企画委員の任を継続している。

アメリカ学会の評議員の任を継続している。関連して、2020年6月に同学会の年次大会を本学にて開催することとなり、当初招致したスタッフの都合により開催校責任者の任を引き継いだ。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学会の開催自体が見送られた。

論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
連邦仲裁法をめぐる合衆国最高裁の判例動向——仲裁の〈消費者化〉と縮小する民事司法——	法と政治(関学大)70 卷 1 号	2019 年	111 頁

図書

書名	出版社	発行年	単/共
アメリカの憲法訴訟手続	成文堂	2020 年	共著
基礎から学べるアメリカ法	弘文堂	2020 年	共著